

今月の内容

- ◆ 社会保険「算定」と「月変」
- ◆ 令和7年4月より
「出生後休業支援給付金」が創設されました

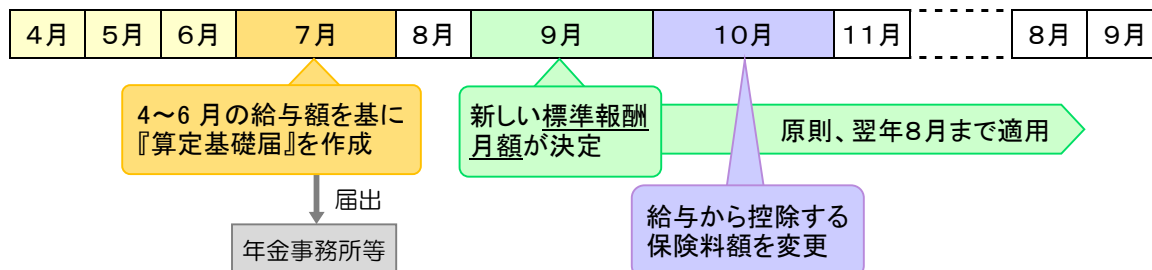
社会保険「^{さんてい}算定」と「^{げっぺん}月変」



今年も社会保険の「算定」の時期が近づいてきました。
今号では、「算定」と「月変」について、概要をご説明します。

○ 算定

社会保険加入者の標準報酬月額※は、毎年1回、決定されます。この決定のために行う届出を「**算定**（さんてい）」と呼んでいます。



※ 標準報酬月額

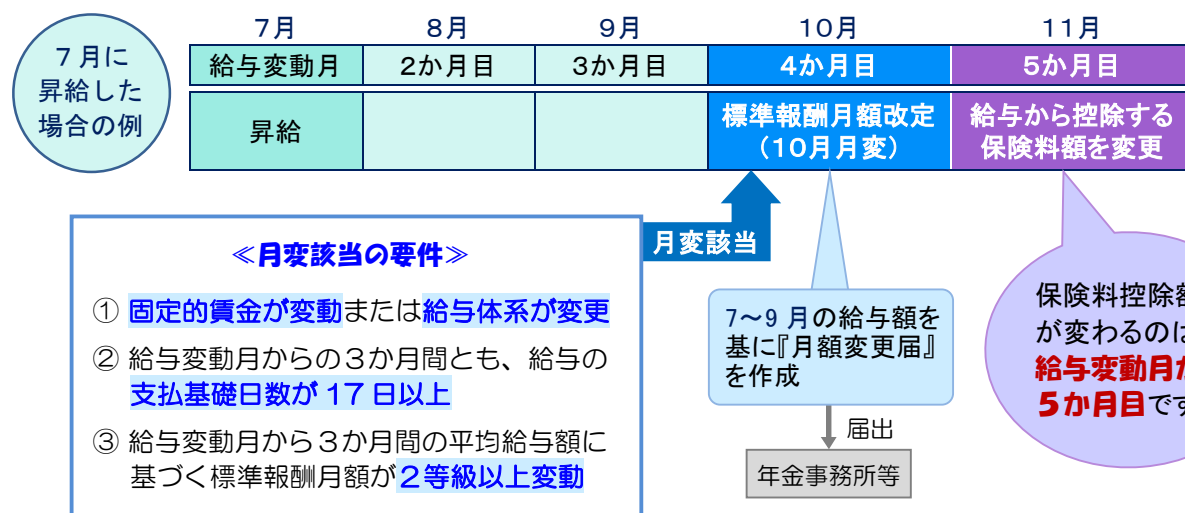
- 標準報酬月額とは、個人の給与額（報酬月額）をいくつかの等級に区分した、仮の報酬月額のことです。
- 標準報酬月額は、保険料や保険給付額を算出する際の基礎となります。

(例)

標準報酬月額	給与額(報酬月額)
：	：
240,000 円	230,000 円以上～ 250,000 円未満
260,000	250,000 ～ 270,000
280,000	270,000 ～ 290,000
300,000	290,000 ～ 310,000
：	：

○ 月変

昇給等により、個人の給与額が大幅に変動したときは、次回の「算定」を待たずに標準報酬月額の改定を行います。この改定手続きを「**月変**（げっぺん）」と呼んでいます。



令和7年4月より

「出生後休業支援給付金」が創設されました

出生後休業支援給付金は、(出生時)育児休業給付金の支給を受ける方が、一定の要件を満たしたときに、(出生時)育児休業給付金に上乗せして支給される給付金です。

◆ 支給要件



女性の場合

【本人】育児休業^{※1}を14日以上取得

※1：産休終了後8週間以内に取得した、育児休業給付金支給される育児休業に限ります。

【夫】出生時育児休業^{※2}を14日以上取得^{※3}

※2：子の出生日または出産予定日から8週間以内の期間を含む育児休業を含みます。

※3：夫がいない場合や、夫が自営業等で育児休業をすることができない場合は、その状態をもって【夫】の要件を満たす場合があります。



男性の場合

【本人】出生時育児休業^{※4}を14日以上取得

※4：子の出生日または出産予定日から8週間以内の期間を含む育児休業を含みます。また、(出生時)育児休業給付金支給される育児休業に限ります。

【妻】要件なし

◆ 支給額

休業開始時賃金日額^{※5} × 休業日数(上限28日) × 13%

※5：原則、産休・育休開始前直近6か月間の賃金合計÷180(上限・下限があります)

【注】本紙の内容は制度の概要であり、詳細な支給要件や例外的取扱いとは網羅していません。

* あおぞらスタッフだより *

梅雨のシーズンですね。

傘や窓ガラスに雨が当たって、色んな音がしています。

たくさんの楽器が鳴っているようで、雨の日に散歩をしてみるのも楽しそうですね！

雨の翌日の朝焼けは鮮やかでとても綺麗なので、機会があればぜひ見ていただきたいです。

湿気のジメジメに負けないように気分は晴れやかにがんばります！！ [漆]

